

議案第 5 号

多古町地域公共交通会議運賃協議分科会運営規程を次のように定める。

令和 7 年 6 月 18 日

多古町地域公共交通会議
会 長 平 山 富 子

○多古町地域公共交通会議運賃協議分科会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項に規定される運賃等に関し必要な協議を行うため、多古町地域公共交通会議設置要綱（平成 24 年多古町告示第 67 号。以下「要綱」という。）第 9 条の 2 の規定に基づき設置する多古町地域公共交通会議運賃協議分科会（以下「分科会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 分科会は、地域における需要に応じ当該地域の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等に関する事項について協議を行うものとする。

（組織）

第 3 条 分科会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 要綱第 4 条第 4 号の規定により委員となる者のうち関係住民の意見を代表する者として町長が指名する者

（任期）

第 4 条 分科会の委員（以下「分科会員」という。）の任期は、前項第 2 号に掲げる者にあつては当該運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、多古町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の委員の在任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 分科会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
 - (2) 副会長 1 人
- 2 会長は、副町長をもって充てる。
 - 3 副会長は、分科会員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 分科会員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

4 分科会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、説明又は助言を求めることができる。

7 会議の内容が軽微な場合又は会議を招集することが困難な場合は、書面による会議とすることができる。

8 会議は非公開とする。

(報告)

第7条 会長は、会議の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会員の報償及び費用弁償は、要綱第14条の規定に基づき支給する。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、多古町企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

多古町地域公共交通会議運賃協議分科会運営規定（案）概要

【目的】

多古町地域公共交通会議設置要綱第 9 条の 2 の規定に基づき、運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項について定め、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について、協議を行うことを目的とする。

【事務内容】

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項について、必要な協議を行う。